平成２７年（フ）第９３７９号
東京都足立区西新井本町１丁目17―15―210
破産者　柳澤　　清
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４２７号
茨城県鹿嶋市大字平井893―203
破産者　大竹　勝幸
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５８８号
東京都江戸川区篠崎町３丁目33―20―102
破産者　野村　俊暁
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６０１号
東京都江戸川区清新町１丁目２－１―1013
破産者　近藤雄一郎
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６４３号
東京都中野区上高田３丁目８－９―202
破産者　新妻　　健
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６７５号
東京都文京区本郷４丁目23―11　榎荘る号、住民票上の住所東京都文京区本郷４丁目23―11　榎荘
破産者　野口守也こと　全　　相圭
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７４７号
東京都世田谷区太子堂３丁目６－７　第二藤202
破産者　宮本　二郎
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４号
徳島県三好市池田町マチ2348番地の１
破産者　**眞**野武酒造株式会社
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第８７０号
東京都稲城市長峰３丁目８番地３―903
破産者　佐藤ひとみ
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８８１号
東京都八王子市松が谷５番地３―302
破産者　南　　ツヱ
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１００号
横浜市瀬谷区北新38番地の12
破産者　株式会社杉崎工務店
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３９号
横浜市磯子区磯子３丁目１番５号ライオンズマンション磯子101
破産者　株式会社フォレストグリーン
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
福井県敦賀市砂流42号向田10―１
破産者　有限会社嶺南通信
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第１０２号
広島県福山市本郷町1451番地
破産者　株式会社Ｆｅｌｉｃｅ　Ａｌｂｅｒｏ
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９２号
山梨県甲府市下曽根町228番地１
破産者　長田　末子
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
山梨県甲府市上曽根町2244番地１
破産者　森　　哲治
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
山梨県南アルプス市十日市場1968番地
破産者　河西　茂樹
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
札幌市清田区北野５条１丁目８番11号　高橋マンション８号10号
破産者　上出　　勝
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１７号
札幌市東区東苗穂９条３丁目17番36号　田中方
破産者　加賀谷悦子
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１５号
群馬県伊勢崎市除ケ町334番地５
破産者　**吉**岡　大陽
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３５号
群馬県伊勢崎市東小保方町4581番地17
破産者　眞下紀代子
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係